平成２６年（フ）第１１９号
愛知県豊橋市北山町字西ノ原42番地185　Ａ202
破産者　鮫島　勇治
1　決定年月日　平成26年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第８９号
滋賀県栗東市手原３丁目10番３―1002号、前住所滋賀県栗東市安養寺７丁目１番16―407号
破産者　エムズプロデュースこと　石井　睦美
1　決定年月日　平成26年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１３５号
大津市坂本１丁目20番36号　ライフイン中嶋Ｌ３、前住所大津市今堅田２丁目11番10―205号
破産者　髙橋　夕香
1　決定年月日　平成26年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５９８号
京都市左京区静市静原町755番地４
破産者　山脇　隆義
1　決定年月日　平成26年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２２３号
兵庫県西宮市奥畑８番37―103号、前住所兵庫県西宮市高座町14番46―604号
破産者　阪本　良弘
1　決定年月日　平成26年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２９０号
兵庫県尼崎市西難波町１丁目17番５号
破産者　橋本　　朗
1　決定年月日　平成26年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２９４号
兵庫県尼崎市猪名寺１丁目37番１―208号、前住所兵庫県尼崎市南清水４番28号
破産者　永田優喜子（旧姓桜井）
1　決定年月日　平成26年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第４３５号
奈良県桜井市大字粟殿497番地７号館102号、開始決定時の住所奈良県桜井市大字慈恩寺954番地の１
破産者　出口　直弘
1　決定年月日　平成26年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第３９２号
和歌山市西小二里１丁目３番28号
破産者　北野　和彦
1　決定年月日　平成26年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３９３号
和歌山市西小二里１丁目３番28号
破産者　北野　圭子
1　決定年月日　平成26年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第９４号
和歌山市吉礼44番地の２　プロムナード菖蒲Ｉ106号室
破産者　丸尾　優子
1　決定年月日　平成26年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１８９号
和歌山市上野615番地の７
破産者　上田　淳一
1　決定年月日　平成26年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１９７号
和歌山県岩出市西野164番地の１
破産者　堀田　博幹
1　決定年月日　平成26年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３２０号
広島市南区西旭町４番２号　２Ｆ
破産者　夏目　幸男
1　決定年月日　平成26年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４９号
山口県柳井市柳井3150番地３
破産者　地田　邦彦
1　決定年月日　平成26年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２６年（フ）第４２号
宮崎県延岡市北方町南久保山子4143番地１、前住所大阪府羽曳野市野々上３丁目６番10号
破産者　高野　利憲
1　決定年月日　平成26年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２６年（フ）第４４号
宮崎県延岡市須崎町５番地24、前住所宮崎県延岡市瀬之口町１丁目４番地11　瀬之口ビル101
破産者　吉田　朝則
1　決定年月日　平成26年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２６年（フ）第４５号
宮崎県延岡市須崎町５番地24
破産者　吉田　弘子
1　決定年月日　平成26年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第７３号
三重県四日市市桜台２丁目５番地420
破産者　今本　英樹
1　破産債権の届出期間　平成26年10月24日まで
2　一般調査期日　平成26年11月14日午前10時
平成26年９月26日
津地方裁判所四日市支部破産係